

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 道路利用者の安全を確保するため、本契約で導入するシステムは発生頻度の高い不具合を的確に把握するとともに、検出精度を検証するため、従来の道路パトロールにおける職員の目視点検結果と同一条件で比較できるものを求めている。 ① 道路施設の不具合の検出に関する条件 本県の道路管理延長は約4,100kmであり、年間に発生する道路施設の不具合のうち、次の4項目が全体の約7割を占めている。このため、これらの不具合を高い検出精度及び的中精度で把握できるシステムであることを導入条件とする。 1. ポットホール（舗装の損傷） 2. 区画線（区画線の損耗） 3. 建築限界（沿道樹木の繁茂等により道路の建築限界を侵している箇所の検出） 4. 標識隠れ（沿道樹木の繁茂等により表示が隠れている標識の検出） ② 測定方法に関する条件 従来の道路パトロールにおける職員の目視判定結果と、システムが検出する結果を比較し、検出精度を検証するため、道路パトロール車に搭載可能な可搬式測定機器であることを導入条件とする。 上記2点の条件を満たすシステムとして「GLOCAL EYES（グローバルアイズ）」（以下「本システム」という）が挙げられる。本システムは、国が推奨する「点検支援技術性能カタログ」に掲載され、国土交通省の要求性能を満たす検出精度を有するとともに、道路パトロール車搭載型の可搬式測定機器である。これらのことから、本システムは、県が求める仕様を満たす唯一のシステムである。 この他、将来の予防保全への移行を見据え、道路の不具合の自動検出精度の向上及び道路施設の劣化進展状況の把握を目的として、データを多く蓄積するため、道路パトロール車搭載型による複数回の測定が必要である。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 本システムはニチレキ株式会社が開発した特許技術であり、他の者より調達することができない。 以上より、本契約の相手方として適当であるものはニチレキ株式会社のみである。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。